

利 用 上 の 注 意

- 1 年次は、昭和・平成の年号によっている。
- 2 統計表中の符号は、以下のとおりである。
 - 「－」 皆無又は該当数字がない
 - 「X」 数字が秘匿されている
 - 「…」 不詳
- 3 単位未満四捨五入等により、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- 4 本市については、現行の 24 区で掲載した。ただし、推計人口については、旧北区、旧東区、旧南区、旧大淀区についても掲載している。
なお、本統計表に係る区の変遷は〈別掲 1〉のとおりである。
- 5 市区町村の廃置分合により、当該市区町村の数値が得られない場合は「－」で表示している。
また、市区町村域の境界変更による組み替えは、原則として行っていない。
- 6 掲載数値は、各調査実施年の結果である。また、産業分類、職業分類、調査項目等の変更については、直近の調査で使用されている分類により表記を行っている。このため、分類変更等により数値が得られない場合は「…」で表示している。
- 7 産業分類等の表記にあたっては、パーソナルコンピュータによる処理の都合上、略称表記を行っている。正式な分類名称等は、〈別掲 2〉のとおりである。
- 8 その他、固有の留意点については、各編の冒頭に「注」として掲載しているので、利用にあたっては、合わせて参照願いたい。

〈別掲 1〉

(昭和 49 年 7 月 22 日分区)

東淀川区 → 東淀川区・淀川区

城東区 → 城東区・鶴見区

住吉区 → 住吉区・住之江区

東住吉区 → 東住吉区・平野区

(平成元年 2 月 23 日合区)

北区・大淀区 → 北区

東区・南区 → 中央区

〈別掲 2〉

産業（大分類）

【昭和 32 年 5 月～】

- A 農業
- B 林業
- C 漁業
- D 鉱業
- E 建設業
- F 製造業
- G 電気・ガス・熱供給・水道業
- H 運輸・通信業
- I 卸売・小売業，飲食店
- J 金融・保険業
- K 不動産業
- L サービス業
- M 公務（他に分類されないもの）
- N 分類不能の産業

【平成 14 年 3 月～】

- A 農業
- B 林業
- C 漁業
- D 鉱業
- E 建設業
- F 製造業
- G 電気・ガス・熱供給・水道業
- H 情報通信業
- I 運輸業
- J 卸売・小売業
- K 金融・保険業
- L 不動産業
- M 飲食店・宿泊業
- N 医療・福祉
- O 教育・学習支援業
- P 複合サービス事業
- Q サービス業（他に分類されないもの）
- R 公務（他に分類されないもの）
- S 分類不能の産業

【平成 19 年 11 月～】

- A 農業, 林業
- B 漁業
- C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業, 郵便業
- I 卸売業, 小売業
- J 金融業, 保険業
- K 不動産業, 物品賃貸業
- L 学術研究, 専門・技術サービス業
- M 宿泊業, 飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
- O 教育, 学習支援業
- P 医療, 福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）
- S 公務（他に分類されるものを除く）
- T 分類不能の産業

職業（大分類）

【平成 9 年 12 月～】

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業者
- J 分類不能の職業

【平成 21 年 7 月～】

- A 農業, 林業
- B 漁業
- C 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業, 郵便業
- I 卸売業, 小売業
- J 金融業, 保険業
- K 不動産業, 物品賃貸業
- L 学術研究, 専門・技術サービス業
- M 宿泊業, 飲食サービス業
- N 生活関連サービス業, 娯楽業
- O 教育, 学習支援業
- P 医療, 福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）
- S 公務（他に分類されるものを除く）

職業（大分類）

【平成 21 年 12 月～】

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業